

要求水準書

1 件名

令和 8 年度専門研修「課税」（教科目「地方税法総則・住民税の税制改正・重要項目」「個人住民税の計算と総合演習」）研修実施業務委託

2 研修のねらい

住民税の税額決定の基礎となる地方税法総則についての理解を深めるとともに、最新の税制改正や重要項目について集中的に学ぶ。また、税額計算について演習を通して理解を深める。

3 対象者

特別区で住民税賦課事務を担当する、令和 8 年度末現在、職務経験 2 年程度の職員

（参考）令和 6 年度の受講者の実績

- ・特別区で住民税賦課事務を担当して 2 年目までの職員が約 9 5 %
- ・職層は主事・係員が約 6 3 %

※主な受講者である住民税賦課事務担当者のほか、税に係るシステム担当者の受講も少数みられる。

4 実施概要

(1) 実施日程

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に実施。なお、実施日は特別区職員研修所（以下「研修所」という。）とプロポーザルで選定された最適な提案者が協議して決定する。

(2) 研修日数、年間予定回数及び各回受講予定者数

3 日間（研修全 4 日間のうちの 1 日目から 3 日目）／年間 2 回実施／各回 85 名程度（全体で 170 名程度）

※ 令和 8 年度実施回数及び実施日については令和 7 年 10 月頃決定予定。

(3) 研修時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。（1 時間の昼休憩を含む。）

(4) 契約予定上限金額（実施予定回数 2 回分の総額）

1, 583, 200 円（税抜）

※ 1 上記金額に、教材原稿作成費（印刷経費は含めない）、研修用消耗品、講師の交通費等全てを含む。なお、「6 学習環境・教材・研修の運営 (2) 利用可能教材（1 教室あたり）」で記載している利用可能教材については研修所が負担する。

※ 2 テキスト等の詳細は、7 (1) エ にて参照。

※ 3 実施回数に変更が生じた場合は、変更後の実施回数に応じて契約上限金額を変更する。

※ 4 令和 8 年度予算決定前のため契約上限金額は予算金額により変更となる可能性がある。

(5) 実施場所

特別区職員研修所（東京区政会館別館）
住所：東京都千代田区九段北一丁目１番４号

5 提案の要点

(1) 学習方法

税額計算を行うにあたって必要となる前提知識の付与を行った後、税額計算を体験できる演習を実施し、ポイントを押さえた効果的な解説を行う。（演習で使用する事例は実務に活かせる実践的な内容で作成すること）。

(2) 達成度の評価

研修実施日において、「2 研修のねらい」を達成することができたか判定する内容を含めること。

(3) 講師

下記ア～エ全てに該当する講師を各回１名以上派遣すること。

ア 「2 研修のねらい」を実現できること。

イ 住民税（特に東京都における特別区民税及び都民税）に関する実務に精通していること。

ウ 住民税（特に東京都における特別区民税及び都民税）を中心とした税に係る最新動向を把握していること。

エ 官公庁において住民税に係る業務に携わった経験、または住民税に関する研修会等の講師を務めた経験を有すること。

(4) 留意事項

提案にあたり、次の点に留意すること。

ア 「2 研修のねらい」を実現できる講義及び演習を行うこと。

イ 「3 対象者」の現状や課題を踏まえた学習項目とすること。

ウ 個人住民税（特に東京都における特別区民税及び都民税）の計算に必要な基礎知識（地方税法総則、研修実施翌年度の税制改正、その他重要項目（外国人等への個人住民税の課税等））を習得できる内容とすること。

エ 個人住民税（特に東京都における特別区民税及び都民税）の計算と総合演習（譲渡取得・分離課税、所得割課税標準の計算、損益通算の原則と特例、損失の繰越控除、税額控除等）を実施すること。

オ 住民税に関連する他税の知識を習得できる内容とすること。

カ 「4 実施概要 (2) 研修日数、年間予定回数及び各回受講予定者数」で示した日数で達成が困難な場合には、事前学習等の提案を行うこと。

6 学習環境・教材・研修の運営

(1) 学習環境

120名定員教室 1 教室

(2) 利用可能教材（1 教室あたり）

ア 講師用 P C 1 台

イ プロジェクター 2 台程度

ウ ブルーレイプレイヤー 1 台

エ ホワイトボード 2 台程度

オ ハンドマイク 2 本（計 2 本同時利用可能）

カ ベル、タイマー

※1 利用可能教材の個数等に変更する可能性がある。

※2 その他、利用可能機材等については研修所と協議すること。

(3) 研修の運営

研修当日運営に係る作業（ハンドアウト資料の配布、利用可能機材の操作等）については全て講師が対応すること。なお、教室設備の使用方法については事前に担当と調整し、把握しておくこと。

7 カリキュラム、テキスト、研修実施報告書等の作成

(1) カリキュラム、テキスト等の作成

「2 研修のねらい」を実現できる研修カリキュラム（タイムテーブル）・テキスト・資料等を作成し、研修所の指定に従い納品すること。なお、作成にあたっては、次の点に留意すること。

ア 「3 対象者」を踏まえた内容とすること。

イ 受講者が業務で活かせる内容とすること。

ウ 作成等にあたっては、研修所と協議すること。

エ テキスト・配布資料等は下記(ア)～(エ)に留意し、原稿を作成すること。

(ア)研修初回実施日の1か月前までに研修所に送付し、1回以上校正すること。

(イ)受講後の業務に活用できる実践的な内容とすること。

(ウ)法律の改正等を踏まえた最新の内容とすること。

(エ)特定の自治体を用いた記載をしないこと。

オ 「6 学習環境・教材・研修の運営 (2) 利用可能教材（1教室あたり）」以外に研修で使用する物品（付箋、A4用紙等）がある場合は、事業者において準備し、研修実施3日前（閉庁日除く）までに納品すること。なお、納品に係る費用は本契約に含むものとする。

カ プロジェクターを使用し、資料を投影して研修を実施する場合は、研修実施2週間前までに、投影資料の電子データを送付し、1回以上校正すること。

※電子データは、Microsoft Word for Microsoft 365、Microsoft Excel for Microsoft 365、Microsoft PowerPoint for Microsoft 365、Portable Document Formatのいずれかとする。

(2) 研修実施報告書の作成

実施した研修の結果について、次の事項を記載した研修実施報告書（任意様式）を作成し、最後の研修実施日の翌日から起算して14日以内に研修所に提出すること。

ア 講師による実施後の所感

イ 本研修を実施する上での課題と改善策の提案

ウ その他

8 法令・契約

(1) 著作権

本業務において使用する教材等に係る著作権、商標権、特許権等の知的財産権（以下「著作権等」という。）については、その権利を侵害しないよう、使用权を取得するなど適正な手続きを行うこと。

(2) 個人情報を含む機密情報の取扱い

研修所の事前の同意がなければ、事業者は契約の内容や、研修において使用した教材等を第三者に公表することはできないものとする。

事業者は、本契約の履行により、業務上直接又は間接に知りえた個人情報を含む機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

本契約に当たり、事業者は、機密情報の秘密保持、取扱い（目的外使用、第三者への提供等）に関しての禁止又は制限事項その他情報保護対策を指示する。

(3) 契約締結時期

令和8年4月1日以降

(4) 支払方法

完了払いとする。

9 その他

(1) このプロポーザルにより本委託を受けることとなった事業者は、委託期間にわたって本要求水準の内容を保持すること。

(2) 契約締結後、気象庁の警報発令や大規模災害、感染症等、事前又は当日に研修の実施が困難であると想定される事態が生じた場合には、研修所は研修の実施を延期又は中止することがある。延期の場合は、研修所は事業者と協議の上、委託業務について、履行期間等の契約内容を変更することができることとする。なお、契約内容が変更したことに伴い、未履行の業務が発生した場合の費用は生じないものとする。

また、中止の場合には、未履行の業務に対する費用は生じないものとする。

(3) 事業者は本契約を円滑に履行するため、担当者を立てて連絡調整を行うこと。

(4) 研修実施の打合せは最低1回実施すること。打合せの際は連絡担当者のみならず講師も同席し来所またはオンラインにて実施する。ただし、研修所が講師の同席を不要と判断した場合はこの限りではない。

(5) 研修当日、不測の事態により、予定していた講師が来所できなくなった場合には、直ちに同程度の知識及び実績のある新たな講師を派遣すること。

(6) 本要求水準書に記載された事項のほか、研修の運営及び管理に関し問題を生ずるおそれがあると思われる事項等が発生した場合は、研修所と事業者双方で協議する。

(7) 本要求水準書の内容に疑義が生じた場合は、研修所と協議し決定すること。